

京田辺市オープンデータ推進ガイドライン

令和4年3月

京田辺市

目次

内容

第1章	オープンデータ推進に取り組む背景	1
第2章	オープンデータの推進に関する基本的な考え方	1
1	オープンデータを推進する目的	1
2	推進のための基本原則	2
3	推進体制	2
4	本指針の改定	2
第3章	オープンデータ推進に関する具体的取組	3
1	オープンデータの公開方法	3
2	オープンデータの対象となる情報の対象範囲	3
3	オープンデータに係るルールの整備	3
第4章	用語解説	4

第1章 オープンデータ推進に取り組む背景

本市は、全国的に人口減少が進む中、京都・大阪・奈良などの大都市への高い交通利便性と優れた自然環境を兼ね備えるとともに、子育て支援などの施策に取り組むことにより、今後も10年程度は人口が増加するものと推計していますが、その後はゆるやかに人口が減少に向かい、少子高齢化が顕在化することが見込まれます。

これに伴う将来にわたる税収の落ち込みは、地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっています。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくため、行政手続の電子化による業務効率の向上とともに、民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要です。

本市の第4次京田辺市総合計画（令和2年3月）「まちづくりプラン」重点プロジェクト「開かれた行政、市民と未来を創る市役所」における「ICTなどの活用による効率的・効果的な行政の推進」を達成するため、令和2年7月に策定した「京田辺市官民データ推進計画」において、その具体的な施策のひとつとして「オープンデータ化推進の取組」を定めています。また、平成28年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」によって、国や自治体に対し、オープンデータの推進が義務付けられていることから、本市においてもオープンデータに係る具体的、積極的な取組をすすめてまいります。

第2章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1 オープンデータを推進する目的

① 官民協働による地域課題の解決及び公共サービスの実現

本市が保有する公共データをオープンデータとして公開し、利活用を促進することにより、本市の課題を官民協働により解決するための基礎となります。また、民間のデータと組み合わせることで、民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できるようになります。

② 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する公共データをオープンデータとして提供することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られます。

③ 地域経済の活性化

データ収集やデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、企業等のデータ流通コストが圧縮され、また、データの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することで、観光、子育て又は医療・福祉など多彩な分野において新たなビジネス又はサービスが創出され、地域経済の活性化及び市内企業の振興に寄与されます。

④ 行政における業務の効率化

これまで情報公開請求により公開していた公共データを積極的にオープンデータとして提供することにより、当該請求に係る事務コストの削減と利用者の利便性の向上が図られます。

2 推進のための基本原則

- ① 本市が保有する公共データは、個人情報を除き、積極的にオープンデータとして公開します。
- ② 取組可能な公共データから速やかに着手し、実績を蓄積します。
- ③ 可能な限り、機械判読可能な形式で公開します。
- ④ 原則として、営利・非営利を問わず二次利用を可能とします。
- ⑤ 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進めます。

3 推進体制

オープンデータは、総務部総務室のもと全庁的な体制によって推進します。

4 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとします。

第3章 オープンデータ推進に関する具体的取組

1 オープンデータの公開方法

本市が保有する公共データをオープンデータとして一覧表示及び検索機能等を備えたデータカタログサイトで公開します。

データカタログサイトは、国や他の地方自治体等の事例を参考にし、共通的な機能・利用ルールを取り入れる等、利用者の利便性を考慮したものとします。

2 オープンデータの対象となる情報の対象範囲

現在、ホームページで公開しているデータを優先してオープンデータ化し、公開していないデータについても、ニーズや労力その他のコストを考慮した上で順次オープンデータ化します。

ただし、以下に該当するデータは対象としないものとします。

- ア 個人情報・機密情報が含まれているデータ
- イ 第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く）
- ウ 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ

3 オープンデータに係るルールの整備

① 機械判読に適したデータによる提供

オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式 等）とするよう努めます。また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF等）等、課題に適した形式での提供を検討します。

② オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして提供した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用します。

③ 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

個人・法人・団体等から取得したデータをオープンデータ化する場合に、当該情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定に当たり、必要に応じて当該情報提供者等の意見を聞くものとします。

④ 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを揭示します。また、オープンデー

タとして提供した情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責は負わない旨を明示します。

第4章 用語解説

① オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。公共データをオープンデータ化することにより、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が期待される。

② 機械判読

コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの再利用ができること。

③ 二次利用

原作品を引用・転載・加工等して利用すること。

④ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

(例) C C B Y

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

⑤ C S V

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

⑥ R D F

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。